令和５年１１月２９日

管内自動車運送事業者　各位

青　森　運　輸　支　局

# 事業用自動車の事故防止の徹底について

事業用自動車が第一当事者となる事故を削減するため「事業用自動車総合安全プラン２０２５」に基づき重点施策、削減目標を掲げ取り組んでいるところですが、令和５年１０月末までに東北運輸局管内に提出のあった自動車事故報告書によると「２４時間死者数」が２０人（前年同月＋１人)、「飲酒運転事故件数」が６件（前年同月＋５件）となり、前年同月の発生件数を上回る状況となっています。

また、自動車運送事業者における発生件数が全国でワーストとなっている「大型車の車輪脱落事故」の１０月末までの発生件数も前年と同数（１３件）となっています。

つきましては、事業用自動車の事故による死者数の削減並びに飲酒運転事故及び大型車の車輪脱落事故の再発防止を図るため、下記のとおり運行管理、整備管理及び運転者教育の確実な実施について徹底し、事業用自動車の安全運行に万全を期すようお願いいたします。

記

１．運転者の健康状態及び過労状態の把握を確実に行うとともに、適性診断の結果やドライブレコーダーの映像等を活用し運転者の特性を踏まえた指導を行うこと。

２．運転者に対し、夜間や悪天候時においては、安全速度の徹底、早めのライト点灯及び走行用前照灯（ハイビーム）の活用等により安全を確保するよう指導すること。

３．運転者に対し、アルコール依存度チェックや健康診断の結果を活用し、「事業用自動車の運転者による飲酒運転防止の徹底について」（令和５年６月１２日付け東自監第４１号、東自保第２６号）に基づき指導すること。

４．適切な車輪脱着作業について作業者を指導するとともに、車輪の脱着作業が適切に実施されていることの確認を確実に実施するよう指導すること。

５．大型車の運転者に対し、確実な日常点検を実施するよう指導するとともに、車輪脱着後１～２ヶ月は特に左後輪の状態に注意するよう指導すること。